

第6節 レクリエーション資源

1. レクリエーション資源

(1) 土地利用の状況

① 調査事項

対象事業の実施区域等の土地利用の状況とした。

② 調査方法

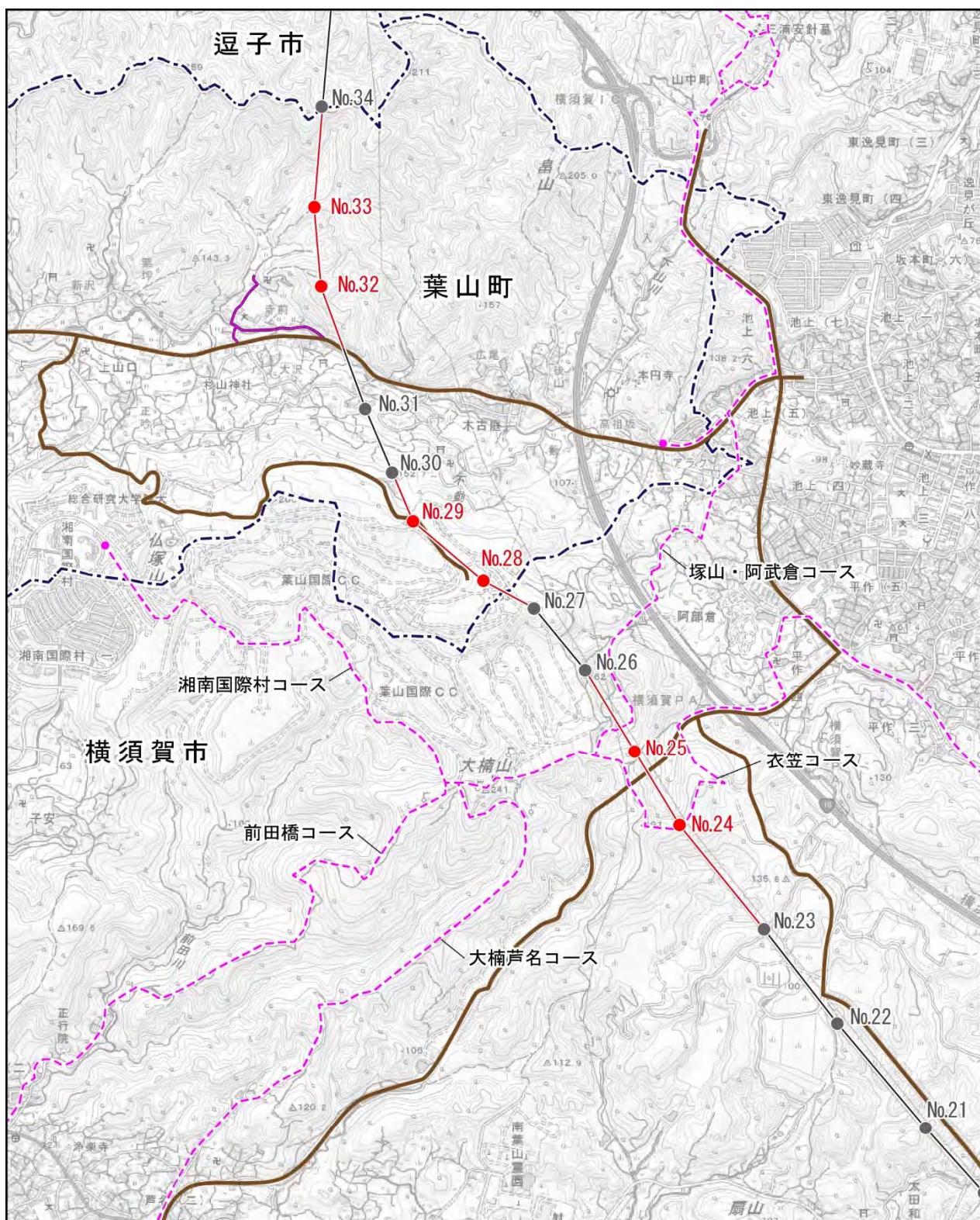
調査方法は、既存資料調査とした。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲は、図5.2-39に示す事業の実施により影響を受けることが想定されるレクリエーション資源（大楠山ハイキングコース）とした。具体的には大楠山ハイキングコースのうち、塚山・阿武倉コース及び衣笠コースが造成等、建設機械の稼働、工事用車両の走行、資材運搬ヘリコプターの飛行の影響を受けると想定し、調査範囲として選定した。

④ 調査結果

神奈川県土地利用現況図（図5.2-40参照）によると、影響を受けることが想定されるレクリエーション資源（大楠山ハイキングコース）は、住宅地、集合住宅用地、文教・厚生用地、公共空地等にあたる。



凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- - - 大楠山ハイキングコース
- 搬入路（大型車・中型車）
- 搬入路（小型車：2t 車級）

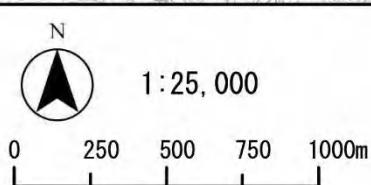
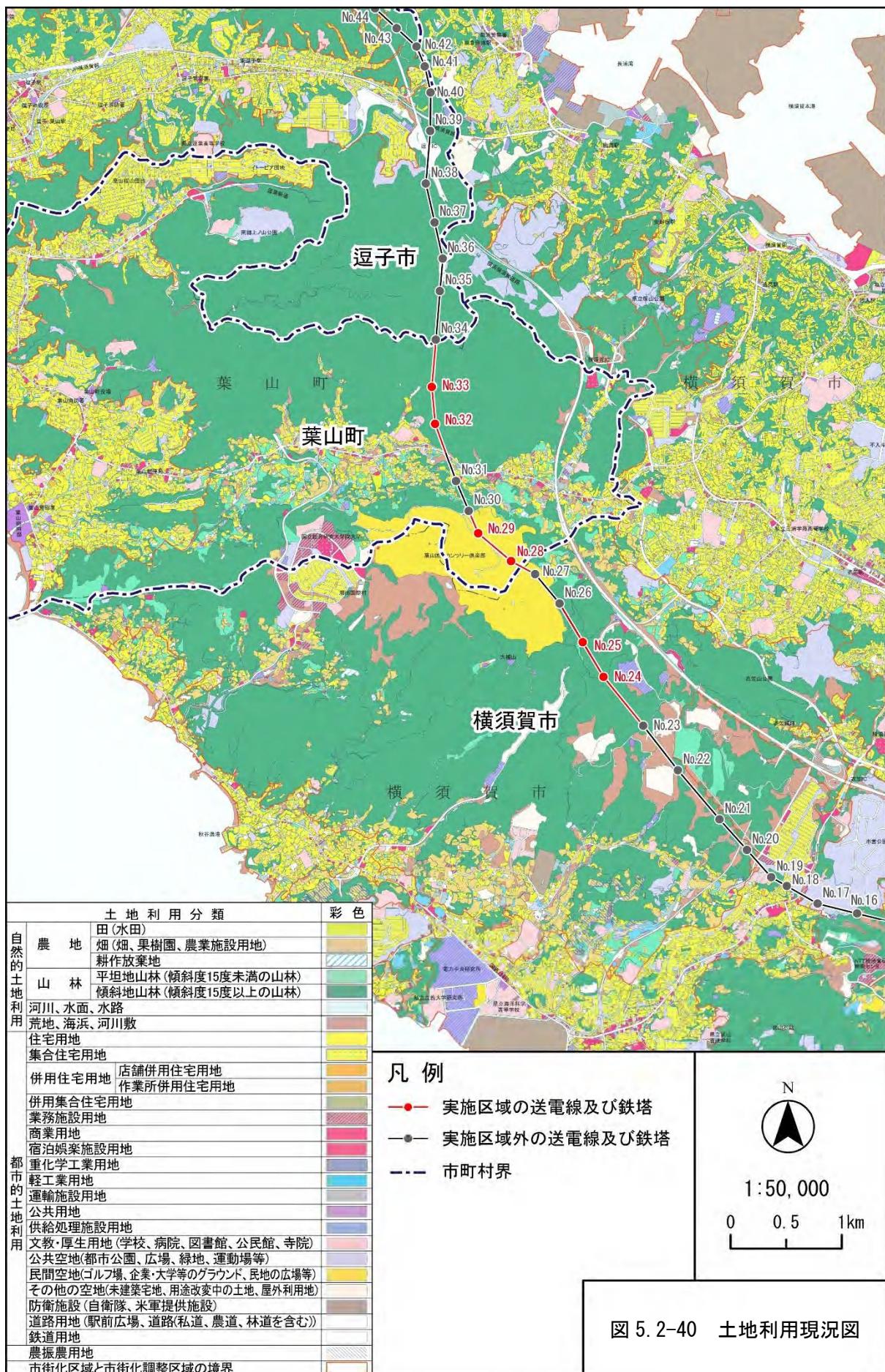


図 5.2-39 レクリエーション
資源調査地点



資料：「神奈川県土地利用現況図 (DVD)」(神奈川県県土整備局、令和2年)

(2) レクリエーション資源の状況

① 調査事項

対象事業の実施により影響を受けることが想定されるレクリエーション資源（大楠山ハイキングコース）の位置、種類、規模、特性等、利用状況及び周辺の状況とした。

② 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理、利用者への聞き取り調査とした。
具体的には大楠山山頂にて利用者の聞き取り調査を実施した。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲は、図 5.2-39 に示す対象事業の実施により影響を受けることが想定されるレクリエーション資源（大楠山ハイキングコース）とした。

④ 調査時期、期間又は時間帯

調査時期は春季、夏季、秋季の 3 回とし、各季の調査日は表 5.2-94 に示すとおりである。

表 5.2-94 レクリエーション資源の現地調査時期

調査時期	調査日
春 季	令和 6 年 4 月 13 日 (土) 7 時～16 時
夏 季	令和 6 年 7 月 6 日 (土) 7 時～16 時
秋 季	令和 6 年 10 月 19 日 (土) 7 時～16 時

⑤ 調査結果

ア 既存資料調査

「令和 6 年神奈川県入込観光客調査報告書」（2024 年、神奈川県観光振興対策協議会）、
「令和 5 年神奈川県入込観光客調査報告書」（2023 年、神奈川県観光振興対策協議会）及び
「モニタリング結果報告書（令和 5 年度）」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 11 月閲覧）によると、調査対象である大楠山ハイキングコースのかかる主要観光施設・主要観光地点・主要観光行事別の観光客数推計値は表 5.2-95 に示すとおりである。

表 5.2-95 実施区域及び周辺地域における主要観光施設等の観光客数

名 称	調査区分	観光客数(人)	資料
横須賀市	しょうぶ園	施設	71,000 ①
	塚山公園	地点	41,090 ③
	衣笠さくら祭（衣笠山公園）	行事	3,000 ①
	大楠山	地点	27,000 ②

注) 表中の地点は「主要観光地点」、施設は「主要観光施設」、行事は「主要観光行事」を示す。

資料：①「令和 6 年神奈川県入込観光客調査報告書」（2025 年、神奈川県観光振興対策協議会）

②「令和 5 年神奈川県入込観光客調査報告書」（2024 年、神奈川県観光振興対策協議会）

③「モニタリング結果報告書（令和 5 年度）」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 11 月閲覧）

イ 聞き取り調査

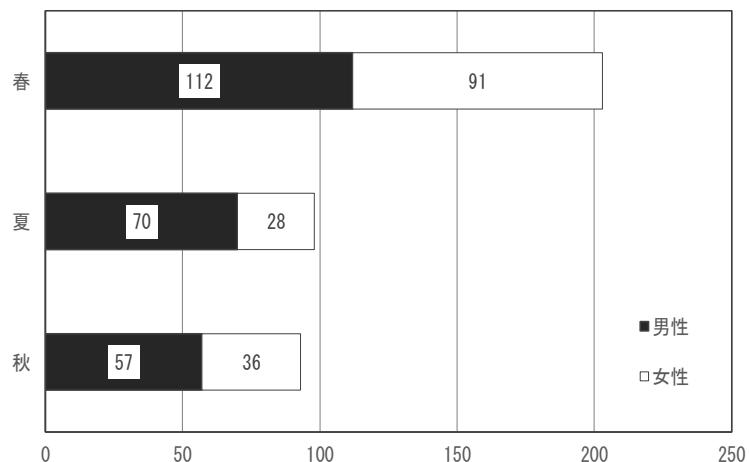
調査結果は図 5.2-41(1)～(3)に示すとおりである。調査期間中に大楠山山頂をおとづれた利用者（春季：203名、夏季：98名、秋季：93名）に対し、聞き取り調査をおこなった。いずれの日も天候は晴れの日に実施し、春季調査日の平均気温は16.1℃、夏季調査日の平均気温は27.9℃、秋季調査日の平均気温は24.4℃であった。

大楠山ハイキングコースの利用者の属性は、いずれの季節においても男性の方が多いかった。年代は幅広い年代がハイキングコースを利用していた。横須賀市及び葉山町外からの利用者が多かった。

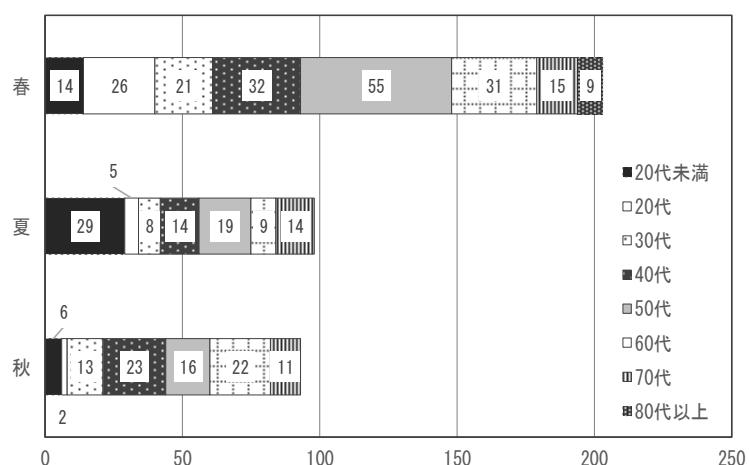
利用されるハイキングコースは大楠芦名口コース、前田橋コースが3季を通して多く、他のコースについては大きく差異は無かった。対象事業により影響を受ける可能性のある塚山・阿部倉コース及び衣笠コースについては、3季を通して全体の約10～20%の利用割合であった。

利用頻度については、それぞれ調査を行った時期の利用が多いといった回答になった。

【性別】



【年代】



【住まい】

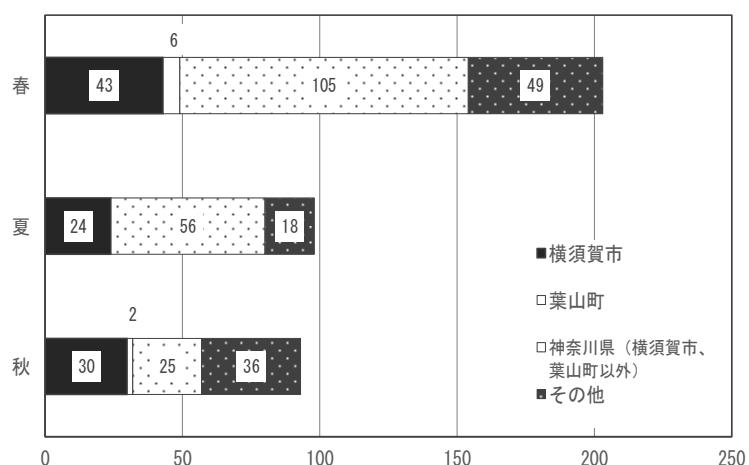
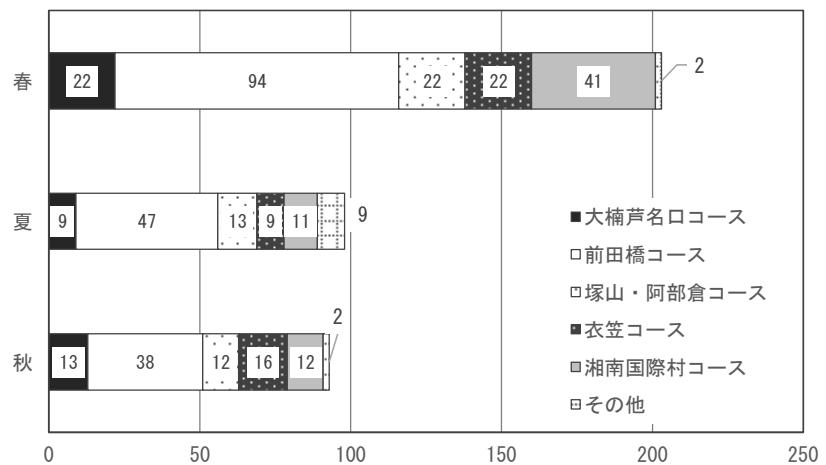


図 5.2-41(1) 聞き取り調査結果（大楠山ハイキングコースの利用者属性）

【登山ルート（ハイキングコース）】



【下山ルート（ハイキングコース）】

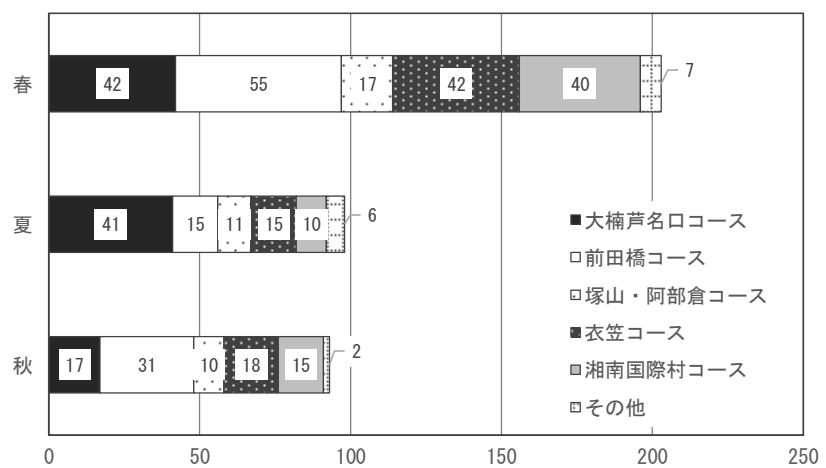


図 5.2-41(2) 聞き取り調査結果（大楠山ハイキングコースの利用）

【利用頻度】

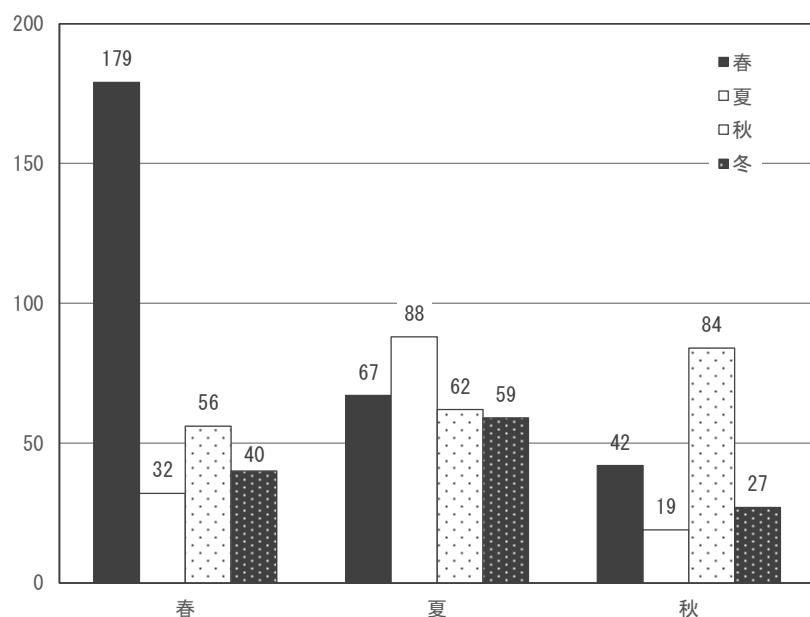


図 5.2-41(3) 聞き取り調査結果（大楠山ハイキングコースの利用頻度）

第7節 安全（危険物等）

1. 危険物等

対象事業においては、造成等においてアセチレンガス、資材運搬ヘリコプター飛行においてケロシン系ジェット燃料の使用を想定している。

(1) 規制基準の状況

① 調査事項

調査事項は、アセチレンガス及びケロシン系ジェット燃料における遵守すべき消防法等個別法の技術基準、市町村及び県の定める基準、指針等の状況とした。

② 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理とした。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲及び地点は、実施区域及びその周辺とした。

④ 調査結果

ア 遵守すべき消防法等個別法の技術基準

アセチレンガス及びケロシン系ジェット燃料に関する法令はアセチレンガスについては高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、ケロシン系ジェット燃料については消防法が挙げられる。

アセチレンガスは、高圧ガス保安法により高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱が規制されている。規制内容については、表 5.2-96(1)～(3)に示すとおりである。また、アセチレンガスはその種類によって消防法第 9 条の 3 に該当し、管轄の消防署への届け出が必要となる。

ケロシン系ジェット燃料は、消防法における危険物第 4 類 第 2 石油類にあたり、指定数量（1,000L）を超えて貯蔵・取り扱う場合は消防法の規制をうける。規制内容については、表 5.2-97(1)～(2)に示すとおりである。

表 5.2-96(1) アセチレンガスの高圧ガス保安法における規制内容

規制内容	
容器置場及び充填容器等の基準	<ul style="list-style-type: none"> 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。 容器置場の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。 充填容器等は、常に温度四十度又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。
貯蔵の方法に係る技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> 容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等により貯蔵する場合は、通風の良い場所であること。 容器置場及び充填容器等の基準に適合すること。 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

資料：「高圧ガス保安法」（昭和 26 年法律第 204 号）

「一般ガス高圧ガス保安規則」（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）

表 5.2-96(2) アセチレンガスの高圧ガス保安法における規制内容

規制内容	
移動に係る技術上の基準等	<ul style="list-style-type: none"> 充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。 充填容器等は、その温度を常に四十度以下に保つこと。 一般複合容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと。 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 充填容器等と消防法第二条第七項に規定する危険物 ② 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等 可燃性ガスの充填容器等と酸素の充填容器等とを同一の車両に積載して移動するときは、これらの充填容器等のバルブが相互に向き合わないようすること。 毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施すこと。 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。 毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。
廃棄に係る技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄は、容器とともにに行わないこと。 可燃性ガス又は特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ放出すること。 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつすること。 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 熱湿布を使用すること。 ② 温度四十度以下の温湯その他の液体を使用すること。 ③ 空気調和設備を使用すること。

資料：「高圧ガス保安法」（昭和 26 年法律第 204 号）

「一般ガス高圧ガス保安規則」（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）

表 5.2-96(3) アセチレンガスの高圧ガス保安法における規制内容

規制内容	
危険時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。 上記に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告すること。 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

資料：「高圧ガス保安法」（昭和 26 年法律第 204 号）

「一般ガス高圧ガス保安規則」（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）

表 5.2-97(1) 危険物第 4 類 第 2 石油類の消防法における規制内容

規制内容					
貯蔵所の位置、構造及び設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> 屋外貯蔵所のうち危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 屋外貯蔵所は、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設置すること。 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。 さく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>空地の幅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が十以下の屋外貯蔵所</td><td>3m 以上</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 屋外貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 	区分	空地の幅	指定数量の倍数が十以下の屋外貯蔵所	3m 以上
区分	空地の幅				
指定数量の倍数が十以下の屋外貯蔵所	3m 以上				
積載方法の技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> 運搬容器に収納して積載すること。 運搬容器の外部に、危険物の品名、数量等を表示して積載すること。 当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒し、若しくは破損しないように積載すること。 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること。 日光の直射又は雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等当該危険物の性質に応じて総務省令で定める措置を講じて積載すること。 危険物は、類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。 危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合においては、総務省令で定める高さ以下で、積載すること。 				

資料：「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）

「危険物の規制に関する政令」（昭和 34 年政令第 306 号）

表 5.2-97(2) 危険物第4類 第2石油類の消防法における規制内容

規制内容	
運搬方法の技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物又は危険物を収納した運搬容器が著しく摩擦又は動搖を起さないように運搬すること。 ・指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げること。 ・指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合において、積替、休憩、故障等のため車両を一時停止させるときは、安全な場所を選び、かつ、運搬する危険物の保安に注意すること。 ・指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、規定する消防設備のうち当該危険物に適応するものを備えること。 ・危険物の運搬中危険物が著しくもれる等災害が発生するおそれのある場合は、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 ・品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を運搬する場合において、当該運搬に係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、指定数量以上の危険物を運搬しているものとみなす。

資料：「消防法」（昭和23年法律第186号）

「危険物の規制に関する政令」（昭和34年政令第306号）

イ 市町村及び県の定める基準、指針等の状況

横須賀市には火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）、逗子市には逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）、葉山町には葉山町火災予防条例（昭和37年葉山町条例第8号）が制定されており、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等が定められている。本事業において使用するケロシン系ジェット燃料は、消防法における危険物第4類 第2石油類にあたり、指定数量（1,000L）を超えることが想定されるため、各条例の基準等にはあたらない。

(2) 類似施設の状況

① 調査事項

同様の工事の実施時の事故、トラブルの状況等類似事例の状況とした。

② 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理とした。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲及び地点は、全国とした。

④ 調査結果

神奈川県内で発生した高圧ガス事故の報告件数は表 5.2-98 に、神奈川県内で発生した危険物災害の発生件数は表 5.2-99 に示すとおりである。

また、航空事故の統計（運輸安全委員会ホームページ、令和 7 年 9 月閲覧）によると 2015 年～2024 年におけるヘリコプターの事故は 11 件であり、そのうち燃料や保管庫に関連する事故はない。

表 5.2-98 高圧ガス事故の発生状況

単位：(件)

区分	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
高圧ガス事故 (うち喪失、盗難を除く)	70 (69)	92 (91)	105 (104)	105 (103)	109 (105)

資料：「工業保安関係事故のページ 事故の発生状況 2025 年 2 月 14 日現在」

（神奈川県ホームページ、令和 7 年 9 月閲覧）

表 5.2-99 危険物災害の発生件数

危険物規制対象の区分	発生件数 (件)	
	火災等	事故
製造所	5	9
屋外タンク貯蔵所	1	13
屋内タンク貯蔵所	–	–
移動タンク貯蔵所	–	2
地下タンク貯蔵所	–	1
給油取扱所	2	11
一般取扱所	19	15
移送取扱所	–	2
運搬	–	1
分類無し	–	–
その他	–	–
計	27	54

資料：「令和 5 年版消防統計」（令和 5 年 4 月現在、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課）

(3) 土地利用の状況

① 調査事項

対象事業の実施区域等の学校、病院、住宅等の保安物件の分布の状況とした。

② 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理とした。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲及び地点は、実施区域及びその周辺とした。

④ 調査結果

実施区域及び周辺地域の保安物件の分布の状況は「別添3-2 第1章第7節環境保全に留意を要する施設」(p. 3-2-19) に示すとおりである。

(4) 気象の状況

① 調査事項

対象事業の周辺地域において危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす風向及び風速の状況とした。

② 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理とした。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲及び地点は、実施区域及びその周辺とした。

④ 調査結果

最寄りの気象官署である横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99）における観測結果は、表 5.2-100 に示すとおりである。また、西行政センター測定局、池上コミュニティセンター測定局における年間風配図は、図 5.2-42 に示すとおりである。

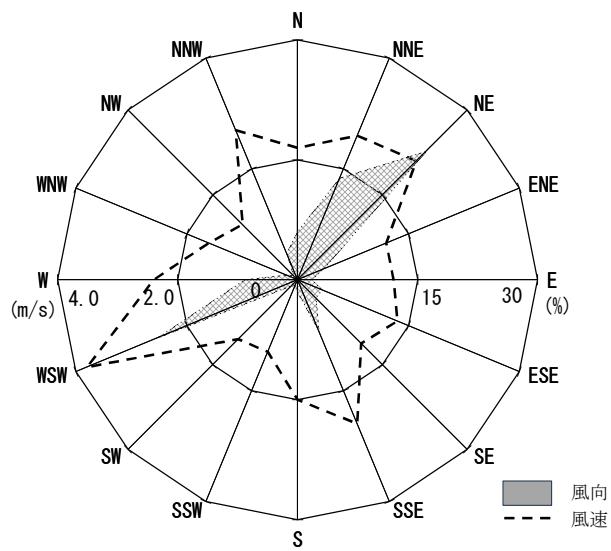
表 5.2-100 横浜地方気象台における風向及び風速の状況

年	平均風速 (m/s)	最多風向
令和 2 年	3.6	北
令和 3 年	3.5	北
令和 4 年	3.4	北
令和 5 年	3.6	北
令和 6 年	3.5	北

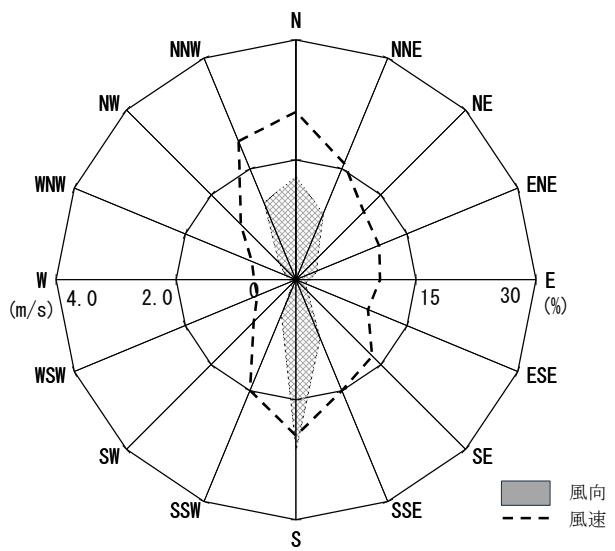
注 1) 最多風向の下線は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

資料：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ、令和 7 年 9 月閲覧）

西行政センター測定局



池上コミュニティセンター測定局



静穏：3.8% 平均風速：2.6 m/s データ数：8780 静穏：15.6% 平均風速：1.9 m/s データ数：8783
資料：「大気汚染常時監視データ」（国立環境研究所 環境展望台ホームページ、令和7年9月閲覧）

図 5.2-42 一般環境大気測定局における年間風配図（令和5年度）

(5) 地形及び工作物の状況

① 調査事項

対象事業の周辺地域において危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況とした。

② 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理とした。

③ 調査範囲及び地点

調査範囲及び地点は、実施区域及びその周辺とした。

④ 調査結果

実施区域及び周辺地域の地形分類図は、「別添 3-2 第 2 章第 3 節地象」(p. 3-2-82) に示すとおりである。

実施区域のほとんどは大起伏丘陵地または小起伏山地に位置している。また、周辺地域には危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼすような建築物や工作物はない。

